

日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常漏水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）内の県支部（以下「県支部」という。）間における相互応援活動及び社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）への応援要請に係る県支部の体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 中部地方支部内において災害が発生した場合には、当該災害に被災した事業者が属する県支部の支部長は、県、その他関係機関と調整を図り、他の協定を考慮した上で、必要と認めるときは、日本水道協会中部地方支部長（以下「中部地方支部長」という。）に対して応援の要請を行うことができる。

(要請方法)

第3条 前条の要請は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を中部地方支部長に提出する。

- (1) 被災の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の人員
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前条の要請を受けた中部地方支部長は、国、協会本部その他関係機関と調整を図った上で、中部地方支部内の他の県支部長（以下「県支部長」という。）に対して応援を要請する。

3 中部地方支部長は、前条の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

4 中部地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、前条の要請の連絡を待たずに、中部地方支部内の他の県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

5 前3項中、中部地方支部長が行う要請については第1項の規定を準用する。

日本水道協会
本部
東京

日本水道協会
本部
東京

日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定

日本水道協会
本部
東京

日本水道協会
本部
東京

日本水道協会
本部
東京

日本水道協会
本部
東京

日本水道協会
本部
東京

日本水道協会
本部
東京

日本水道協会
本部
東京

平成 20 年 2 月 7 日

日本水道協会中部地方支部

(代理)

第4条 中部地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、別表に掲げる順位により、該当する中部地方支部内の県支部長がこの協定における中部地方支部長の事務を代理するものとする。

2 県支部長は、県支部長である事業者が被災した場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理をする事業者をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 県支部長は、中部地方支部長から第3条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

2 前項の要請を受けた県支部長は、直ちに県支部内の事業者に対し、応援の要請を行う。

3 中部地方支部長は被災県支部長、協会本部と協議し応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

(応援内容)

第6条 応援活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受け入れ)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災県支部長は、応援を受ける事業者（以下「被災事業者」という。）と協議の上、応援活動に従事する事業者（以下「応援事業者」という。）の職員及び工事業者の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合については、応援事業者及び現地対策本部に対し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、被災事業者の負担とすることを原則として、応援事業者と被災事業者とが協議して定めるものとする。

- 2 被災事業体の負担とすべき費用であっても被災事業体が当該費用を支弁する余裕がない場合は、応援事業体が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第9条 中部地方支部長及び各県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(中部地方支部防災連絡協議会の設置)

第10条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、中部地方支部長及び各県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる中部地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(他の地方支部への応援)

- 第11条 中部地方支部長が他の地方支部長と地方支部間における災害時の応援活動等について協定を締結した場合であって、当該協定に基づき被災した他の地方支部長から中部地方支部長に対し応援活動の協力要請があったときは、この協定による中部地方支部内における応援活動の例により全面的に協力するものとする。
- 2 中部地方支部長は、他の地方支部長と前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ各県支部長と協議するものとする。

(その他)

- 第12条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、中部地方支部長及び各県支部長が協議してこれを定める。
- 2 各県支部長は平常時から県支部内の事業体に対し、本協定及び同実施要領の周知に努めるものとする。

(適用)

- 第13条 この協定は、平成20年2月7日から適用する。
- 2 この協定の締結をもって平成15年7月1日締結の「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」は、その効力を失う。

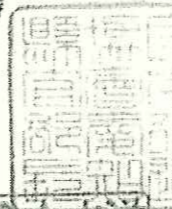
この協定の締結の証として、本書10通を作成し、中部地方支部長及び各県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 2月 7日

日本水道協会中部地方支部長
名古屋市長 松原 武久



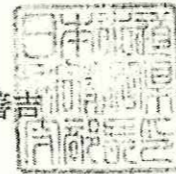
日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長 早川 勝



日本水道協会三重県支部長
津市長 松田 直久



日本水道協会静岡県支部長
静岡市長 小嶋 善吉



日本水道協会岐阜県支部長
岐阜市長 細江 茂光



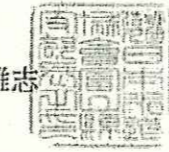
日本水道協会福井県支部長
福井市長 東村 新一



日本水道協会石川県支部長
金沢市長 山出



日本水道協会富山県支部長
富山市長 森 雅志



日本水道協会長野県支部長
長野市長 鷲澤 正一



日本水道協会新潟県支部長
新潟市長 篠田 昭



別表

順位	支部長名
第1順位	愛知県支部長
第2順位	三重県支部長
第3順位	静岡県支部長
第4順位	岐阜県支部長
第5順位	福井県支部長
第6順位	石川県支部長
第7順位	富山県支部長
第8順位	長野県支部長
第9順位	新潟県支部長

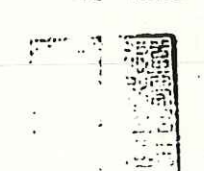
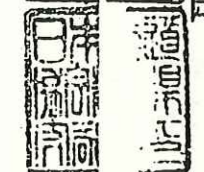
日本火燭
總代理
日本火燭
總代理

水道三限
日本火燭
總代理
日本火燭
總代理

日本火燭
總代理
日本火燭
總代理
日本火燭
總代理

日本火燭
總代理
日本火燭
總代理

日本火燭
總代理



日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定

実施要領

平成 20 年 2 月 7 日

日本水道協会中部地方支部

日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）の支部長（以下「中部地方支部長」という。）と中部地方支部内の県支部長（以下「県支部長」という。）とが、平成20年2月7日に締結した「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請に対する準備)

第2条 中部地方支部内で災害が生じた場合には、被災した事業者が属する県支部の支部長は、直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするものとする。

2 県支部長は、中部地方支部内において、地震が発生した場合は、表の定めるところにより当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度5（弱）の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行しうる体制とする。
警戒体制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

3 中部地方支部長から応援の要請の連絡又は応援体制の準備の要請を受けた県支部長は、県支部内の事業者に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。

4 中部地方支部長は、中部地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは調査隊を派遣することができる。

5 前項の調査隊に係る職員は被災した事業者が属する県支部の支部長と中部地方支部長が協議して決定する。

6 各県支部長は災害に備え、平常時から県支部内での連絡体制について整備するよ

うに努めるものとする。

(応援活動)

第3条 応援活動は、応援を受ける事業体（以下「被災事業体」という。）の指示に従い、被災事業体が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。

2 応援活動に従事する事業体（以下「応援事業体」という。）が、工事業者とともに活動しようとする場合は、応援事業体が応援に従事する工事業者に連絡し、被災事業体での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として応援事業体が締結する。

3 工事業者の斡旋については、要請を受けた県支部長は、必要な工事業者に連絡し、被災事業体での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を斡旋する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として被災事業体が締結し、当該工事業者との関係に関する定めは、締結された契約によって行われることを確認して工事業者の意志を確認するものとする。

4 協定第6条第5号に掲げる特に要請があった事項については、要請を受けた県支部長は、応援事業体が応じることができるものについて応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

(応援事業体現地対策本部)

第4条 中部地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）及び社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）と調整の上、被災事業体ごとに応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

2 現地対策本部は、被災事業体、被災県支部長及び応援事業体の職員その他必要があると認められる者で構成するものとする。

3 現地対策本部には本部長及び本部長を置く。

4 本部長は被災県支部長と中部地方支部長との協議により決定し、現地対策本部を統括する。

5 本部長は応援事業体の中から本部長が指名し、本部長を補佐する。

(現地対策本部の運営)

第5条 現地対策本部は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 応援体制の整備及び把握

- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被災状況の把握
- (4) 応援受入れ体制の支援
- (5) 被災事業体との連絡調整
- (6) 応援事業体間相互の連絡調整
- (7) 応援事業体への情報提供
- (8) 協会本部及び中部地方支部その他関係各機関との連絡調整
- (9) その他、本部長が必要と認める事務

(応援活動の体制)

第6条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次の表に定めるとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、被災事業体と応援事業体及び被災県支部長が協議し決定する。

項目	編成
応急給水活動	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急給水班1班当たり3名体制（運転手1名および給水要員2名）を基本とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援事業体の職員（以下「応援職員」という。）の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
応急復旧活動	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急復旧班1班当たり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を基本とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。

	<p>1 漏水調査班1班当たり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を基本とする。</p> <p>2 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。</p> <p>3 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。</p>
現地対策本部	<p>1 本部長及び本部長が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。</p> <p>2 派遣する人数については、本部長及び本部長が協議の上決定する。</p> <p>3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。</p> <p>4 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。</p>

- 2 応援職員には、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、被災事業体又は現地対策本部の指示に従う。
- 4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入れ体制）

第7条 県支部長は、県支部に属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の各号に掲げる事項について応援受入れマニュアル等を作成するよう依頼し、県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

（1）一般事項

- ア 各応援活動に関する方法及び手順
- イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法
- ウ 作業報告の内容及び手続
- エ 応援職員及び工事業者のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策
- オ 他機関との応援体制

（2）応急給水活動に関する事項

- ア 応急給水の水源となる水道施設等
- イ 応急給水拠点の位置
- ウ 給水車の要請リスト

(3) 応急復旧活動に関する事項

- ア 復旧優先路線の明示
- イ 資機材及び残土等の置場の確保
- ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4) 応急復旧資機材の提供に関する事項

- ア 資機材の備蓄及び整備状況
- イ 必要となる資機材の種別
- ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

(応援に要する費用負担の原則)

第8条 応援に要する費用負担の原則については、次の各号及び次表に定めるところによる。

- (1) 応援職員に係る人件費は、応援事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。）については、応援事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災事業体の負担とする。
- (2) 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体の負担とする。ただし、被災事業地において応急治療する場合における治療費は、被災事業体の負担とする。
- (3) 応援職員の被災事業体での宿泊や食料にかかる経費については、被災事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援事業体の負担とする。
- (4) 応援職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災事業体の負担とし、応援事業体の算定基準による。
- (5) 法令上特別の定めその他の特別の定めにより、応援事業体に対して応援に要した費用について国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災事業体の負担額から控除する。

	被災事業体の負担とすべき費用	応援事業体の負担とすべき費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当を含む。）	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手 直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材	燃料費（ガソリン及び軽油） 修	

等の費用	理費 賃借料 輸送料	
滞在費用	食料費(弁当) 宿泊料 (仮設ハウス設置費用)	携行する食料費 携行する寝袋、テント等、被服費(防寒服、貸与被服のない職員分及びクリーニング代) 生活用品その他福利厚生費
その他事務費等	写真代(工事確認用) 作業用品 消耗品、電話料金(テレホンカード、FAX等) トランシーパー、消火器、地図、コピー等	写真代(記録・広報用) 事務用品(左欄に掲げるものを除く。)
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害補償金の負担(応援作業中)	応援職員の災害補償費(出張中の公務災害) 第三者に対する損害補償金の負担(往復途上)

(6) 第2条第4項に規定する調査隊に係る費用については、第1号から第5号までの規定を準用し、「被災事業体の負担」を「中部地方支部の負担」と読み替える。

(損害賠償に関する特則)

第9条 応援職員が応援活動に係る業務において第三者に対し損害を加えた場合には、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、被災事業体への往復途中に生じたものについては応援事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

(連絡体制)

第10条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第9条の規定により定めた連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし被災状況等によりこの規定によることができない場合は、この限りでない。

(中部地方支部防災連絡協議会)

第11条 協定第10条に規定する中部地方支部防災連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)において定期的に交換を行う情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
- (2) 協定第4条第2項の規定による代理に関する事項
- (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
- (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員

- (5) 配管図等の整備及び保管状況
 - (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
 - (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
- 2 連絡協議会の事務は、中部地方支部長である事業者が処理する。
 - 3 協議すべき事項がない場合は、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、特に協議すべき事項があるときは、県支部長は中部地方支部長に開催を要請するものとし、中部地方支部長が開催の必要があると認めるときは、連絡協議会を開催するものとする

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月7日から実施する。
- 2 この要領の実施に伴い平成15年7月1日から実施された「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領」は、その効力を失う。

平成20年 2月 7日

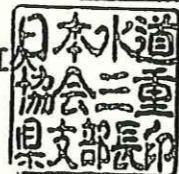
日本水道協会中部地方支部長
名古屋市長 松原 武久



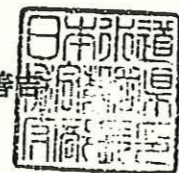
日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長 早川 勝



日本水道協会三重県支部長
津市長 松田 直



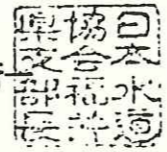
日本水道協会静岡県支部長
静岡市長 小嶋 善吉



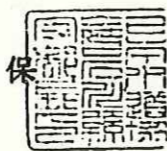
日本水道協会岐阜県支部長
岐阜市長 細江 茂光



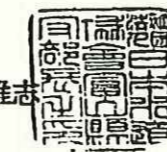
日本水道協会福井県支部長
福井市長 東村 新一



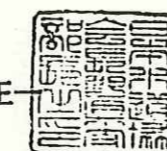
日本水道協会石川県支部長
金沢市長 山出 保



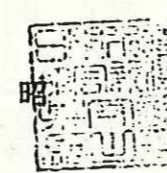
日本水道協会富山県支部長
富山市市長 森 雅志



日本水道協会長野県支部長
長野市長 鷺澤 正一



日本水道協会新潟県支部長
新潟市長 篠田 昭



陳炳文印

陳炳文印

陳炳文印

陳炳文印

陳炳文印

陳炳文印

陳炳文印

陳炳文印

陳炳文印

陳炳文印

陳炳文印